

今から準備！税の申告

税の申告期間は、2月18日（月）から3月15日（金）まで

申告は正しく、お早めに！

平成24年中の所得などにかかわる市県民税・所得税の申告相談会を行います。申告期間終了間近になると相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。早めの申告相談をお勧めします。

豊科総合支所内市民税課（TEL72・3111（代）FAX72・8340）

●申告相談の日程・会場

【受付時間】【午前の部】午前8時30分～午前11時 【午後の部】午後1時～午後4時（開場午前8時15分）

日程	会場および地区割				
	豊科ふれあいホール	穂高総合支所 大会議室	三郷総合支所 3階講堂	堀金総合支所 別館大会議室	明科複合施設 2階会議室
申告期間	2月18日(月)	豊科南穂高 豊科高家	穂高有明 穂高牧 穂高北穂高	—	—
	19日(火)			—	—
	20日(水)			三郷小倉	—
	21日(木)			三郷温	—
	22日(金)			—	—
	25日(月)			三郷明盛	—
	26日(火)	—	—		
	27日(水)	豊科 豊科田沢 豊科光	穂高 穂高柏原	—	明科光
	28日(木)			—	明科七貴 明科南陸郷
	3月1日(金)	市内全域	—	—	—
	3日(日)	—	—	—	—
	4日(月)	豊科 豊科田沢 豊科光	穂高 穂高柏原	—	明科中川手 明科東川手
	5日(火)			—	—
	6日(水)			—	堀金三田
	7日(木)	市内全域	市内全域	—	—
8日(金)	—			堀金烏川	
11日(月)	—			—	
12日(火)	—			—	
13日(水)	—			—	
14日(木)	—	—	—	—	
15日(金)	—	—	—	—	

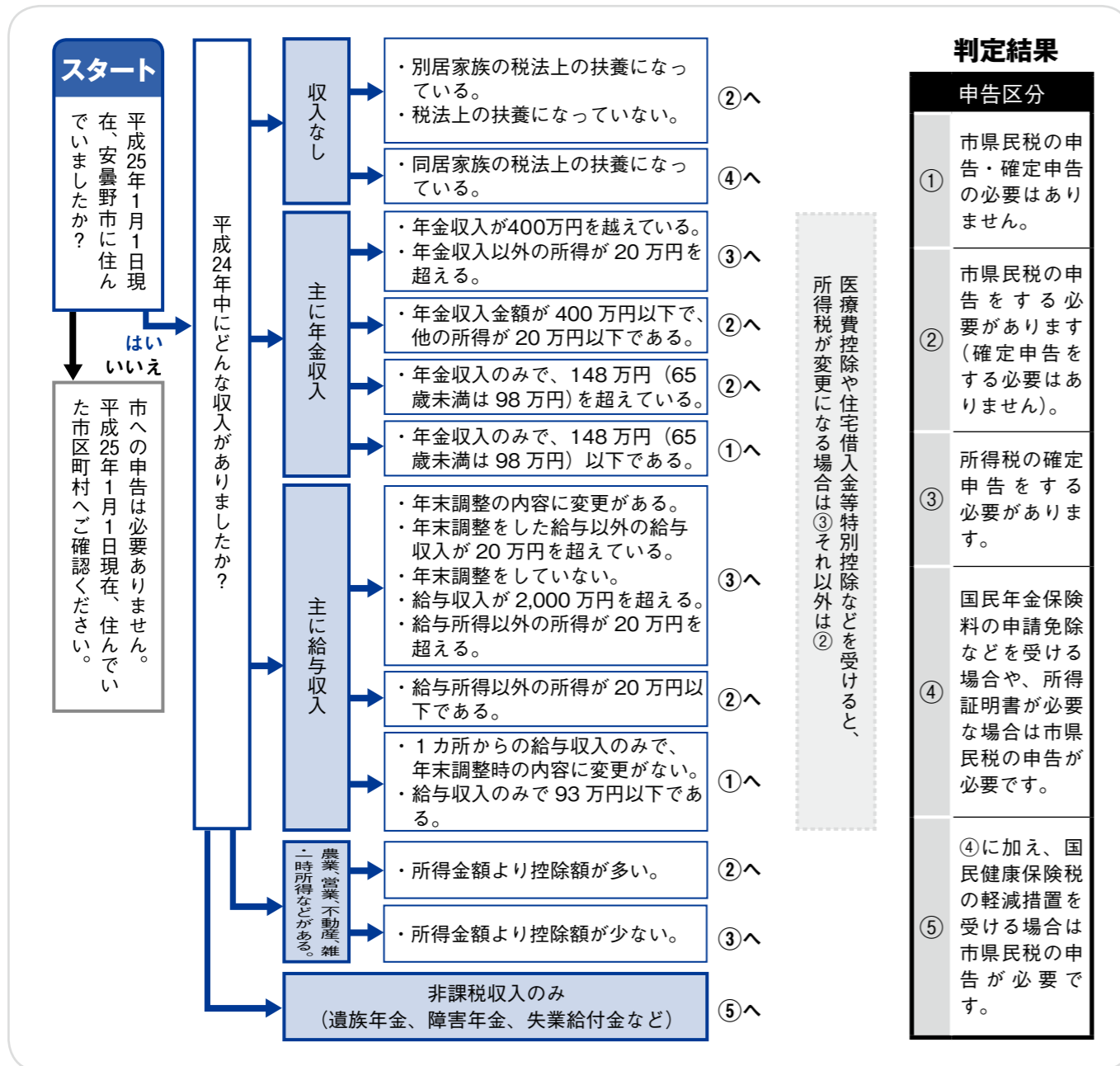
※申告期間前の相談会の日程は2月1日～15日です。会場については広報あづみの（12月26日発行号）31ページをご覧ください。

●申告時の注意事項

対象項目	持ち物・必要書類
申告者全員	申告書、振込先口座の分かるもの、印鑑
給与・年金所得者	源泉徴収票（コピー不可）
事業（農業、営業、不動産）所得者	収支内訳書（記入済みのもの）
一時所得者・雑所得者	収入および経費が分かる書類
社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書など
医療費控除	医療費の明細書、領収書、おむつ使用証明書（領収書はコピー不可）
生命保険料控除	—
地震保険料控除（旧長期損害含む）	支払保険料の証明書
障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書など
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
寄附金控除	寄附金の受領書など

- ①地区割は目安であり、どの会場でも申告相談ができます。
- ②事前に書類を作成して、ご持参ください。医療費控除は「医療費の明細書」。事業所得（農業、営業、不動産など）は「収支内訳書」。
- ③作成した申告書は、申告会場、各総合支所地域支援課に設置した投函箱（オレンジ色の箱）に入れて提出できます。
- ④申告書などの用紙は、各総合支所地域支援課窓口に備え付けてあります。
- ⑤期間中は、申告相談会場に担当職員が常駐します。それ以外では申告相談を行いません。

●申告区分チェックシート（申告が必要か確認してみましょう）



●申告時の注意事項

次の場合は、松本税務署（TEL32・2790）へご相談ください。

- 青色申告 ○投資関連所得 ○住宅借入金等特別控除の初年度 ○損失申告 ○株式や土地の譲渡所得 ○山林所得・退職所得 ○損益通算 ○損益控除 ○所得税についてのお問い合わせ

公的年金を受給している場合の申告について

公的年金等収入400万円以下で、それ以外の所得金額20万円以下である等、確定申告が不要な場合でも、市県民税の申告が必要です。また、医療費控除など所得税の還付を受ける場合や、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、公的年金等の所得を含めた確定申告が必要になります。